

千葉県環境審議会鳥獣部会の開催結果（概要）

- 1 開催日時 令和4年3月11日（金）
午後1時15分から午後2時40分まで
- 2 開催場所 プラザ菜の花 3階 菜の花
千葉市中央区長洲1-8-1
- 3 出席者
【委員】川名康介委員、大庭照代委員、梶光一委員、羽山伸一委員（部会長）、
吉田松衛委員、小茂田勝己委員、橋本信一委員、山崎明人委員
【県】環境生活部次長、自然保護課長 他
- 4 傍聴者 報道関係者1名
- 5 議案
議案第1号 第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（案）について
議案第2号 第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（案）について
議案第3号 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（案）について
議案第4号 第5次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）（案）について
- 6 審議結果
議案第1号、第2号及び第3号について、原案どおり異議なく議決された。
議案第4号については、一部語句を修正した上で議決された。

7 主な質疑・意見

《議案第1号》

問：P8 ウ（エ）利根川の河川敷のヨシ原は絶滅危惧種のオオセッカやコジュリンなどが生息する、きわめて貴重な場所である。ヨシ原の独特な自然環境と豊かな景観を備えており、「国で未指定であるため、県では指定しない」とした理由は何か。保護区の設置など県主導を期待する。

答：県で指定するとしても過去の経緯を踏まえる必要があるため、記録的な意味も含め記載した。また、保護区の設置に向けて地元の要望がまとまれば、県で検討することもあり得る。

問：P8 ウ（カ）有害鳥獣の広域移動は非常に心配。種類によって移動状況や被害の可能性が異なるが、コリドーにより生物的多様性が確保される鳥獣もいるので、有害鳥獣が通り抜けられないコリドーの構造など検討してほしい。

答：生息地回廊としての保護区は千葉県にはない。有害鳥獣だけが通り抜けないしくみは難しいかもしれないが、鳥獣保護区内でも県が捕獲を許可することで有害鳥獣に対応できると考えている。

問：P12 2 (1)「ヤマドリ」はウスアカヤマドリか。

答：県の放鳥はウスアカヤマドリ。猟友会では、ウスアカとキジをこれまで放鳥している。

問：P48 第8 2 鳥獣保護管理員の年間活動計画と研修計画が第13次計画からは割愛されたが、変更点はあったか。

答：年間計画はP50の取締りと同じなのでこちらに統一した。また、研修については引き続き、辞令交付や会議の際に行っている。

問：P55 7 (5) 愛鳥モデル校の効果の検討や小中高校教育での鳥獣保護管理の取組が大切であり、教育機関と連携したプログラム等を期待する。

答：愛鳥モデル校は平成14年頃の取組であり効果の検討は難しい。環境教育という切り口で文部科学省も取り組んでおり、自然保護課でも「生物多様性」の観点から出前講座なども実施しており、こうした取組を続けてまいる。

問：以前よりヒドリガモによる海苔、スズガモによるアサリの食害が発生しており、干潟等における海ガモ類の被害発生状況について、何らかの形で記載してほしい。

答：P24 第2段落に記載した。

問：先駆的な自治体の有害鳥獣の捕獲技術・方法等を取り入れてほしい。企業や学校等でも有害鳥獣捕獲の研究をしており、その力も活用して対応にあたってほしい。

答：都道府県担当者が集まる会議等もあるので、そうした場で情報交換をしていく。捕獲事業の実施にあたっては有識者から意見を伺い計画を立てるなど、より効果的に捕獲できるよう、情報収集していく。

問：利根川の河川敷のヨシ原の保護について、計画に記載できないか。

答：記載にあたっては地元との調整も必要なので13次計画への記載は難しいが、地域振興事務所等を通じて現場の状況や地域での保存に向けた取り組みの有無等の聞取りを試みる。

意見：狩猟免許試験では受験希望者全員が受験できるよう、取り組んでほしい。

《議案第2号》

問：イノシシ等野生獣対策モデル事業の対象地であるいすみ市、勝浦市、南房総市のうち、農作物被害額は勝浦市、南房総市では減少しているが、いすみ市は増加している。被害金額だけで推し量るのは難しいが、モデル事業の成果は何か。いすみ市ではモデル事業が失敗したのか。

また、イノシシ出没地域の拡大から個体数の増加が推測される。個体数の推定に力を入れてほしい。

答：イノシシの個体数推定は非常に難しく、有意な結果が得られた事例はない。

防護柵、環境整備、捕獲をきちんと実行できている地区は少ないが、この3つを進めていくことで、個体数を減らすことは可能。

答：モデル事業は市の限られた狭い範囲の1地域で行ったので、市全体の被害金額に効果は反映されているかは分からない。モデル事業は被害の減少だけでなく、有効な手法を広く普及することも目的として実施した。そのため、今年度モデル地区での取組の知見をまとめたリーフレットを作成し、市町村担当者向けの研修会で資料を配布し普及啓発を図った。個体数推定については、実データを積み重ねて、計画期間内に精度の高い結果を出していきたい。

問：年間捕獲目標数の根拠は何か。

答：過去の捕獲頭数の平均値で、市町村被害防止計画の目標捕獲数数、県捕獲数、狩猟による捕獲数を足しあげたもの。

問：目標数を達成したら個体数が減少するのか。

答：達成すれば必ず減少するものではない。それよりは、繁殖前の時期にメスを捕獲していくことが重要。そのために、計画期間内で捕獲戦略を作ることをお願いしている。

《議案第3号》

問：ヤマビルの被害状況について、県ではどの程度状況を把握しているか。

答：詳細については把握していないが、ニホンジカの生息密度が高い地域ではヤマビルの被害が多い。

意見：ニホンジカ生息地でヤマビルは生活環境被害を与えているが、被害対策がはっきりしていないため、次期計画期間内で対策について検討してほしい。

《議案第4号》

問：P22(3)ア文中で「野生鳥獣の生息環境に配慮した(森林)整備を進める。」としているが、これは、「山にサルのたべるものがないから、里に出てきて農作物などに被害が出ている」という、思い込みに基づいていると考える。過去に、そのようなことを言われて、県有林でサルの餌となる実のなる木を植栽したこともあったようだが、その後継続しておらず、現状においては、そのようなことを行っても、ニホンザルによる農作物被害の軽減につながるには到底考えられない。生物多様性に配慮した森林整備については、今後とも進める必要はあるが、千葉県において「野生鳥獣の生息環境」に特化した森林整備については、鳥獣の生息数の増加にはプラスになっても、農作物の被害軽減効果については疑義があり、この部分については、今回のニホンジカの管理計画(案)で使われている「適正な森林整備により多様な植生の侵入を図る。」程度の表現の方が適当と思われる。

答：生息環境管理だけではサルによる農作物等被害を軽減することは困難であり、被害対策・個体数調整・生息環境管理を同時に実施する必要がある。サルの農地や市街地へ

の出没、被害の発生を抑制するためには、本来の生息地である森林で群れが生息できるよう、生息環境を適正に管理することが重要と考えられる。現状の計画の記載は、上記の考え方を踏まえたものだが、指摘を踏まえ表現を再考し、「サルの群れが森林を生息地として利用できるよう」という文言を加筆するとともに、「野生鳥獣の生息環境に配慮した整備」から「適正な森林整備」へと修正した。

問：「野生鳥獣の生息環境に配慮した」という表現を修正いただいた点は良いが、訂正後の文章がわかりにくい。例えば、「適切な間伐」という表現は不適切であるので、「間伐等、適正な森林整備により下層植生の回復を図る」等がわかりやすいと思うがどうか。

答：再度検討して修正する。

問：P7 図5では被害金額が下がっているが、P9 図7では被害「深刻」の割合が増えているが実態はどうなっているのか。

答：被害金額では、被害があり営農をやめた場合は被害金額として計上されない。サルは日中に活動し目につきやすいため、被害の意識が高く出やすいと考えられる。